

# 期限付き酒類小売業免許についての詳細

## 【新型コロナウイルス感染症に関する対応等について】

国税庁による詳細ページ

<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/kansensho/index.htm>

## 【免許所得まで】

### ■申請期間

4月10日（金）～6月30日（金）

### ■申請する場所

事業をしている（実際に販売する）飲食店の所在地の所轄税務署長へ提出。

相談があれば、所轄税務署の酒類指導官が在席する窓口へ。

※全ての税務署に配置されている訳ではないので、下記を確認してください。

【酒税やお酒の免許についての相談窓口】

<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/sodan/index.htm>

### ■申請方法

税務署窓口へ、所定の書類を提出・あるいは郵送。E-taxでも可。

### ■必要な書類一覧

⇒<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/0020004-081.pdf>

※申請時に提出する書類（申請書類、住民票の写し又は登記事項証明書など）と、

申請後に提出する書類（申請書類、免許要件誓約書、地方税納税証明書など）があります。

### ■申請書類のフォーマットと記載例

下記 URL から書式がダウンロード（Word/pdf）できます。

また記入の仕方も見本例が記されています。

<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/kansensho/0020004-077.htm>

### ■その他

手数料は不要です。

多くの飲食店が、申請書類提出後、中2～3日で取得できているようです。

## 【免許取得したらできること】

### ■販売対象（売ることができる）酒

- ・既存の取引先から仕入れた酒類に限定されます。
- ・既存の取引先からであれば、数量も酒の種類も制限はありません（ただし、カクテルを除く。詳細は確認を）。
- ・テイクアウト・デリバリー、両方 OK です。
- ・開封、未開封とも販売可能。
- ・開封の場合、①量り売り ②詰め替え販売\*の両方が可能です。

\*仕入れた酒類をあらかじめ別の容器に小分けし、詰め替えて販売すること。

その場合は詰め替えを行う日の2日前までに税務署宛てに届け出書

[https://www.nta.go.jp/taxes/sake/kansensho/pdf/0020004-095\\_2.pdf](https://www.nta.go.jp/taxes/sake/kansensho/pdf/0020004-095_2.pdf) の提出、

販売までに表示方法届出書

[https://www.nta.go.jp/taxes/sake/kansensho/pdf/0020004-095\\_2.pdf](https://www.nta.go.jp/taxes/sake/kansensho/pdf/0020004-095_2.pdf) の提出を行うこと。

また容器には既定のラベル表示が必要。

※ラベル表示例はこちら

[https://www.nta.go.jp/taxes/sake/kansensho/pdf/0020004-095\\_3.pdf](https://www.nta.go.jp/taxes/sake/kansensho/pdf/0020004-095_3.pdf)

### ■気を付けること

- ・仕入れ&販売の帳簿の記帳と、販売数量等を後日報告する必要があります。
- ・販売管理者（研修が必要）を立てる必要があります。
- ・2都道府県以上にまたがる地域の消費者を対象にしたネット販売は別途免許が必要です。